

# 準備書面(20)のポイント

ご都合主義の規制基準では原発立  
地住民の信頼は得られない

# 新規制基準の問題点

- 1 立地審査指針が欠落している
- 2 基準地震動の策定が不合理
- 3 耐震重要施設の地盤規制が不十分
- 4 断層の判断基準が不合理
- 5 「設計基準」の見直しが無い
- 6 過酷事故対策が「つけ焼刃」
- 7 安全機能重要分類の見直しが無い

# ■設置許可基準 (基本的な指針、規則)

<対象>

Before ←2013年7月6日→ After

原発は住民から  
十分に離れて  
いること

●立地

立地審査指針

X 採用せず

●設計

安全設計審査指針

規制基準規則

同上の解釈(内規)

●事故時  
安全

安全評価審査指針

(継続) 事故評価のみ参照  
立地評価は参照せず

●平常時  
線量

線量目標値指針

(継続)

## ■立地評価とは

「原子炉立地審査指針」に規定 <要点>

- 原子炉の設置に先立って、**万一の事故に関連してその立地条件の適否を判断する。**
- 原則的立地条件：
  - (1)大きな事故の誘因となる事象が、過去になく、将来にも考えられないこと
  - (2)**原子炉は、安全防護施設との関連において十分に公衆から離れていること**
  - (3)原子炉の敷地は、周辺も含め、必要に応じ公衆に対して適切な措置を講じる環境にあること

## ■ 要点

### ①立地評価の判断基準:

重大事故、仮想事故ともに、敷地境界での  
全身被ばく線量 250mSv(100mSv)以下

### ②福島事故の実測値: 1年間で956mSv

★東電が廃止届けを出す前に、立地審査指針不適合で  
設置許可取り消し処分をすべきだった!

### ③従来の重大事故、仮想事故の想定は、福島事故 に照合すると規模が過小である。

「最新の技術的見地から見て最悪の場合におこる  
重大な事故」は炉心溶融事故である。これを想定し  
て立地評価の再審査をすべきである。

# なぜ立地評価をしないのか？

- 規制委員会田中俊一委員長「福島のような放出の状況を仮定すると立地条件に合わなくなってしまう」(2012.11.14 記者会見)
- ルールが守れそうもないので、ルールを止めにした「原発推進の笛」
- なぜこうなったのか？重大事故の想定が厳しくなったからである。以前は、重大事故でも、格納容器の破損がないとしていた。新規制基準では、重大事故(過酷事故)は格納容器破損モードを考慮

# フィルターベントでセシウム137の放出量を抑えるという論理はごまかし

- 放射性希ガス（ウランが核分裂してできるキセノン、クリプトンなどの放射性的の気体）はフィルターを素通りする！



田中委員長「住民の被ばく等のおそれがある場合には避難等の防災対策をとることになっている」



立地審査指針においては、敷地境界の地点に人が居続けても放射線障害を受けないことだった

# 福島事故で破綻がしたはずの 「設計基準」が見直されていない

## 単一故障の仮定

- 二つの機器が同時に故障することはないという不合理な「設計基準」が見直されていない



- 自然現象を考えれば単一故障指針は維持できない。福島では非常用ディーゼル12台の一斉停止あり。



# 過酷事故対策が「付け焼刃」である

- シビアアクシデントが起きないという深層防護の誤り  
(シビアアクシデントは確率的に無視できるとしていた)
- シビアアクシデント対策のベントは格納容器の破綻
- 基本設計に手をつけず可搬設備を中心とした応急対策のみ
- しかも、過酷事故対策設備は、「設計基準」に入らないため、有効性の評価がなされない
- 対策に時間がかかる設備は、事業者の意向を汲み  
猶予を認めた

# 安全機能の重要度分類に関する 審査指針の見直しが無い

福島事故 → 外部電源の重要性が最低ランク  
それなのに、見直さない

## 外部電源の耐震性

- 設計で使う地震動で「外部電源喪失」が生じるのは避けるべきである
- 外部電源の耐震性を現状のクラスCからクラスSに引き上げるべきである

計測装置の信頼性も見直しが必要